

令和 8 年度

鞍手町水道事業 水質検査計画書

鞍手町上下水道課

目 次

1. 水質検査計画に関する基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
(1) 給水状況	
(2) 施設概要	
3. 水質の状況（留意すべき事項）	2
かび臭などによる異臭味の発生	
4. 水質検査の項目・頻度・地点	2
(1) 水道水の毎日検査	
(2) 採水地点	
(3) 水道水の水質検査・頻度	
(4) 原水の水質検査・頻度	
(5) その他検査	
5. 臨時の水質検査について	4
6. 水質検査の委託について	4
7. 水質検査の公表	5
(図－1) 浄水施設の概要	6
(図－2) 給水エリア配水系統図	7
(表－1) 水質基準検査項目	8
(表－2) 水質管理目標設定項目	9
資 料 月別水質検査項目予定表	10
原水及び浄水 全項目検査実績表	

1. 水質検査計画の基本方針

安全な水道水の供給を目的として、鞍手町では、法令に基づく「水質基準項目」および「水質管理目標設定項目」に基づき、水源から給水栓までの総合的な水質管理を実施しています。

水質検査にあたっては、原水および浄水処理工程における水質の変動を考慮し、水質項目ごとに適切な頻度で検査を行うことが重要です。鞍手町では、毎年度、検査項目・採水場所・検査頻度を定めた水質検査計画を策定し、公表しています。

また、水質検査は、公益財団法人日本水道協会が認定する「水道G L P（水道水質検査有料試験所規範）」の認定機関に委託し、検査の精度と信頼性を確保することで、住民の皆さまに安心していただけるように努めます。

本計画は、以下の方針に基づき策定します。

- ・水質検査は、水道法で定められた項目および水質管理上必要な項目について実施します。
- ・検査計画の策定にあたっては、地域性および効率性を考慮します。
- ・原則として、水道G L P※₁の認定を受けた機関が行います。

※1 水道G L Pとは「水道水質検査優良試験所規範」の略称であり、検査や試験が正確かつ適正に行われていることを第三者機関が客観的に評価し認定する制度です。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

鞍手町給水状況（令和6年度末現在）

給水人口	13,158 人
普及率	89.29 %
給水戸数	6,612 戸
一日最大給水量	5,319 m ³
一日平均給水量	4,059 m ³

(2) 施設概要

浄水場の概要 (図—1 参照 P6)

浄水場名	水源名	水源種類	認可取水量	浄水処理方法	R06 年度一日平均浄水量
中央浄水場 第1 浄水池系	浮洲池	湖沼水	9,680 m ³ /日	前処理ろ過 急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 粒状活性炭	4,907 m ³ /日
中央浄水場 第2 浄水池系					

3. 水質の状況 (留意すべき事項)

かび臭などによる異臭味の発生

本町の水道は浮洲池を水源としています。春から秋にかけては、水温の上昇や水位の低下により、かび臭など臭気の原因となる藍藻類の発生が確認されており、場合によっては異常繁殖することもあります。浮洲池での藍藻類の増減メカニズムは、いまだ明確になっておらず、発生時期や発生規模の予測が非常に困難な状況であることから、浄水処理が難しくなる場合があります。

このため、本町では、臭気物質である「2—メチルイソボルネオール」および「ジェオスミン」について、原水における通年監視を行うとともに、粒状活性炭を用いた浄水処理を実施しています。

4. 水質検査の項目・地点・頻度

原水及び水道水の検査

(1) 水道水の毎日検査

水道法施行規則第15条に基づき、色・濁り・遊離残留塩素の3項目について、毎日検査を行います。採水場所は配水系統を考慮し、4地点の給水栓 (図2 参照) とします。

(2) 採水地点

採水は、原水は浮洲池、水道水は配水池系統別給水栓4カ所で法令に基づき水質検査を行います。

(図2 参照)

(3) 水道水の水質検査・頻度

水道法第4条に基づく水質基準項目(表1)の検査を実施します。また、水質管理目標設定項目(表2)のうち、消毒剤として使用していない二酸化塩素および基準項目と重複している有機物を除いた項目についても検査を行います。さらに、水質管理上必要とされる放射性物質等についても検査を実施します。

水質基準項目の検査頻度は、水道法施行規則第15条で定められており、過去3年間の検査結果から、汚染の恐れが極めて低いと判断される項目については、法令に基づき、検査頻度を最大で3年に1回まで検査頻度を減らすことができるとされています。

しかし、本町では、別紙資料「全項目検査実績表」において該当する項目についても安全性の確保を重視し年1回以上の検査を実施します。

また、水質基準の項目のうち、法令により検査が義務付けられていない項目についても、過去の検査結果や水源の状況などを踏まえ、必要と判断した項目については、水質管理上の重点項目として検査回数を増やして実施します。

検査項目の詳細については、水質基準項目(表1)及び水質管理目標(表2)に記載しています。

(4) 原水の水質検査・頻度

原水においても、水道水の水質基準項目(表1)及び水質管理目標(表2)のとおり実施します、水質基準項目は、全項目検査を年2回実施いたしますが、水源が表流水であるため地下水を水源とする場合考慮すべき7項目及び令和8年度より新たに水質基準項目として検査が必要となったPFOS・PFOA(14~21)については年1回の検査とし、水道水省略不可9項目(原水のため味は除く)については3ヶ月に一度、水質試験を行います。

また、藍藻類の発生に伴う臭気項目(43, 44)については、年間を通じ毎月検査を行うことといたします。浄水処理の消毒課程で生成される消毒副生物11項目(22~32)については、原水に存在しないため試験を行いません。加えて、味(49)については、試験担当者の安全を考慮して試験をおこないません。

(5) その他検査

クリプトスポリジウム等の対策指標に基づく検査

クリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベルおよび水質検査については、下表に示します。

水源名	原水種類	主な浄水 処理方法	指標菌 検出 実績	リスク レベル	検査回数（回／年）	
					クリプトスポ リジウム等	指標菌
浮洲池	湖沼水	急速ろ過	有	4	2	2

5. 臨時の水質検査について

定期検査以外にも、以下の事由が発生した場合には臨時の水質検査を実施します。

- ・ 水源水質の著しい悪化
- ・ 油流出事故等による水源の異常
- ・ 水源、給水区域及びその周辺における消化器系感染症の流行
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設の著しい汚染
- ・ その他、特に必要と認められるとき

6. 水質検査の委託について

水質検査は、水道水の安全性・安心性を保証するうえで、極めて重要な役割を、果たします。

鞍手町では、水道G L P※1の認定を受けた検査機関に水質検査を委託しています。

委託先の検査機関には、検査結果の根拠資料（分析チャート等）を常時閲覧可能できる体制を整えとともに、日常業務確認調査の実施や外部・内部精度管理の義務化を通じて、検査の信頼性を確保します。

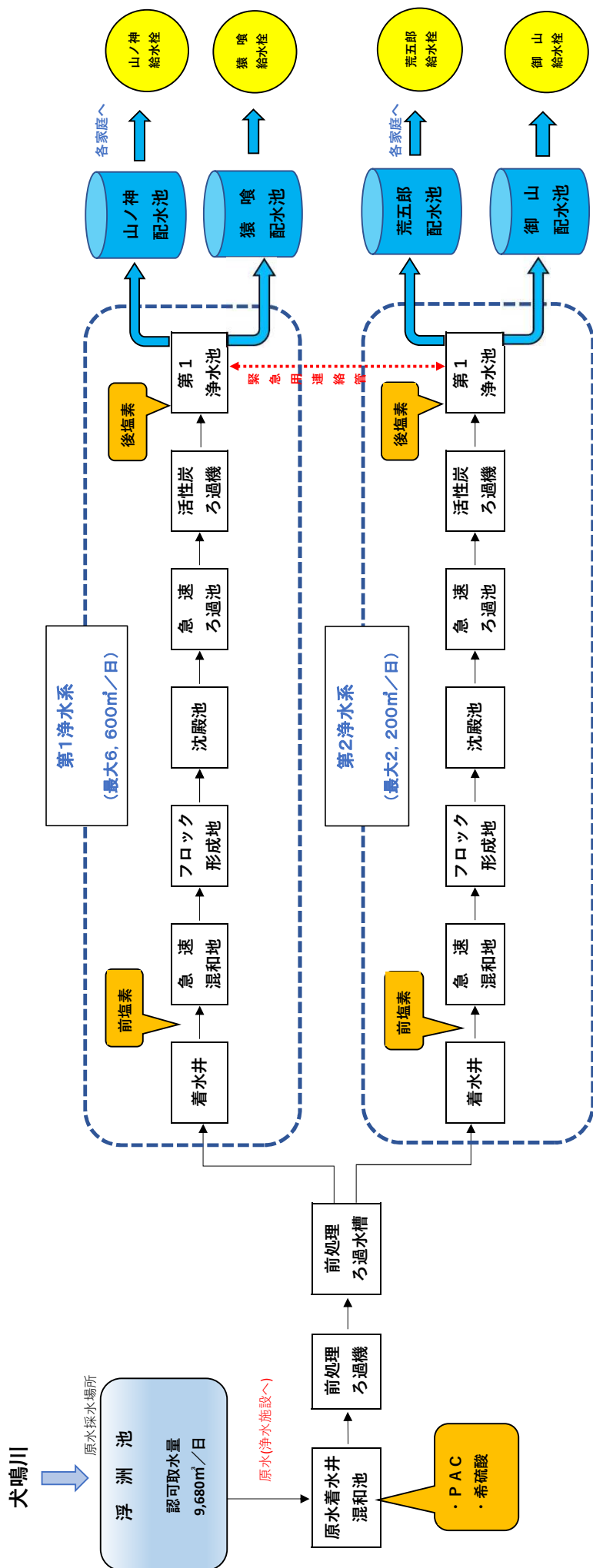
※1 水道G L Pとは「水道水質検査優良試験所規範」の略称であり、検査や試験が正確かつ適正に行われていることを第三者機関が客観的に評価し認定する制度です。

7. 水質検査の公表

水質検査計画については、毎事業年度の開始前に策定し、窓口での閲覧及び鞍手町のホームページで公表します。水質検査の結果についても、随時公表します。

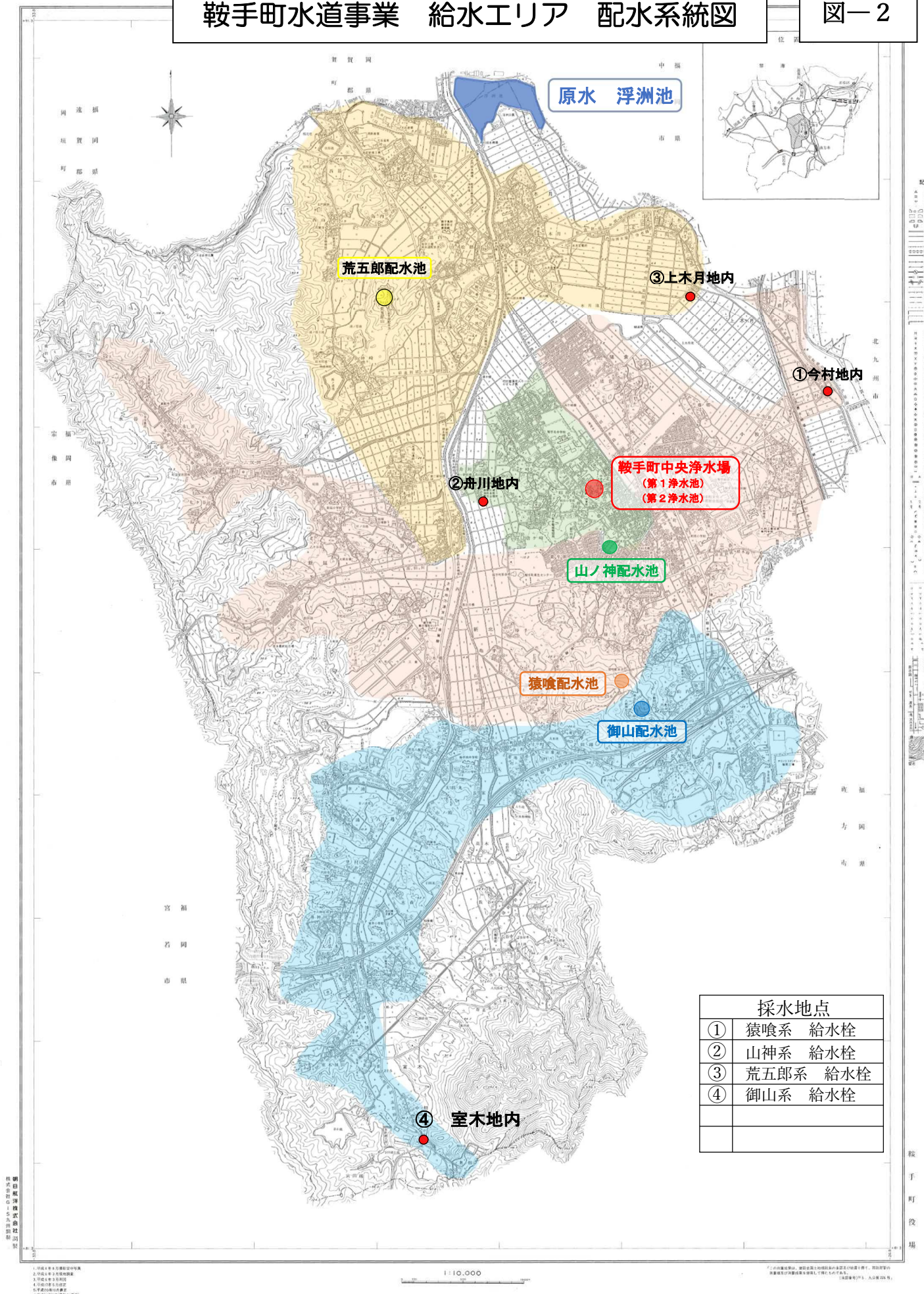
図一 1

鞍手町中央浄水場施設の概要



鞍手町水道事業 給水エリア 配水系統図

図一 2



水質基準 5 2 項目

表 1

番号	検査項目	基準値	省略可否	法定の検査頻度	年間検査回数					備 考
					原水	中山中央浄水場 第1 浄水池		中山中央浄水場 第2 浄水池		
						猿喰系 配水池 給水栓	山ノ神系 配水池 給水栓	荒五郎系 配水池 給水栓	御山系 配水池 給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	×	1 回／月	4	12	12	12	12	給水栓は毎月必須
2	大腸菌	検出されないこと	×	1 回／月	4	12	12	12	12	給水栓は毎月必須
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	1	2	1	※ 1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	0	2	1	※ 1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	×	1 回／3 月	2	4	1	4	1	年 4 回必須
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	0	2	1	※ 1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2		2		※ 1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	○	1 回／3 月	1	4		4		令和 8 年度より追加 項目
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	1 回／3 月	1	2		2		※ 1
22	塩素酸	0.6mg/L以下	×	1 回／3 月	—	4	1	4	1	年 4 回必須 夏季（7月～9月）は 毎月検査 この項目について は、消毒副生物に より原水は実施しな い
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	×	1 回／3 月	—	4	1	4	1	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	×	1 回／3 月	—	6	1	6	1	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	1 回／3 月	—	4	1	4	1	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	×	1 回／3 月	—	6	1	6	1	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	×	1 回／3 月	—	4	1	4	1	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	×	1 回／3 月	—	6	1	6	1	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	1 回／3 月	—	4	1	4	1	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	×	1 回／3 月	—	6	1	6	1	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	×	1 回／3 月	—	6	1	6	1	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	×	1 回／3 月	—	4	1	4	1	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	1	2	1	※ 1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	1	4	4	※ 1
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	1	2	1	※ 1
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	1	2	1	※ 1
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	0	2	0	※ 1
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	1 回／3 月	2	3	1	4	0	※ 1
39	塩化物イオン	200mg/L以下	×	1 回／月	4	12	12	12	12	給水栓は毎月必須
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	○	1 回／3 月	2	4	0	4	0	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	○	1 回／3 月	2	4	0	4	1	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	0	2	0	※ 1
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	1 回／3 月	12	9	0	9	0	※ 2
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	1 回／3 月	12	9	0	9	0	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	0	2	0	※ 1
46	フェノール類	0.005mg/L以下	○	1 回／3 月	2	2	0	2	0	※ 1
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下	×	1 回／月	4	12	12	12	12	給水栓は毎月必須 原水については、味 項目を実施しない
48	pH値	5.8以上8.6以下	×	1 回／月	4	12	12	12	12	
49	味	異常でないこと	×	1 回／月	—	12	12	12	12	
50	臭気	異常でないこと	×	1 回／月	4	12	12	12	12	
51	色度	5度以下	×	1 回／月	4	12	12	12	12	
52	濁度	2度以下	×	1 回／月	4	12	12	12	12	

※ 1 過去の実績に基づく省略可能項目 (過去 3 年間の実績値が基準値の 5 分の 1 以下)

※ 2 臭気項目については、藻類の繁殖が確認される 2 月～10 月まで毎月検査
原水については毎月検査し上水処理に活用します

水質管理目標設定項目の検査

表一 2

番号	検 査 項 目	目 標 値	年間検査回数				備 考	
			原 水	中山中央浄水場 第 1 浄水池		中山中央浄水場 第 2 浄水池		
				猿喰系 配水池 給水栓	山ノ神系 配水池 給水栓	荒五郎系 配水池 給水栓		御山系 配水池 給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1					
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	1					
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ L 以下	1					
4								欠番
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1					
6								欠番
7								欠番
8	トルエン	0.4mg/L以下	1					
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1					
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下				1		消毒副生成物
11								欠番
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	未使用のため検査対象外					
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）				1		消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）				1		消毒副生成物
15	農薬類（注）	1 以下						
16	残留塩素	1 mg/L以下		1		1		※ 1
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上 100mg/L以下		1		1		※ 1
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下		1		1		
19	遊離炭酸	20mg/L以下		1		1		※ 1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1					
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1					
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下		1		1		※ 1
23	臭気強度（TON）	3 以下		1		1		※ 1
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下		1		1		※ 1 ※ 2
25	濁度	1 度以下		1		1		※ 2
26	pH値	7.5程度		1		1		※ 2
27	腐食性（ランゲリア指数）	－1程度以上とし、 極力0に近づける		1		1		
28	従属栄養細菌	2,000個/mL以下（暫定）		2	1	2	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1					※ 2
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下						※ 2

※1 厚生労働省が定めるおいしい水の項目

※2 水質基準重複項目

その他の検査

放射性物質（セシウム134、137、ヨウ素131）	0	1		1		
ミクロキスチン	2	1		1		
生物試験	6					
ピコプランクトン	0					
クリプトポリジウム等及びジアルジア	2					
大腸菌（クリプトポリジウム等 指標菌）	2					
嫌気性芽胞菌（クリプトポリジウム等 指標菌）	2					
大腸菌（MPN）	2					

令和8年度 水質検査予定表

【資 料】

検査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原 水 (浮洲池)		2-MIB・ジェオスミン	2-MIB・ジェオスミン 生物試験 ミクロキスチン	原水全41項目 生物試験 大腸菌 (MPN)	2-MIB・ジェオスミン 生物試験 大腸菌 (指標) 嫌気性芽胞菌	2-MIB・ジェオスミン 生物試験 水質管理目標設定9項目 ミクロキスチン クリプトロリジウム	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 生物試験	2-MIB・ジェオスミン 生物試験	2-MIB・ジェオスミン	原水32項目 (地下水源考慮除く) 大腸菌 (MPN)	2-MIB・ジェオスミン 大腸菌 (指標) 嫌気性芽胞菌	2-MIB・ジェオスミン クリプトロリジウム	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
	鞍手町中央浄水場 第1浄水池	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジェオスミン PFOS、PFOA 硬度・蒸発残留物	省略不可9項目 トリハロメタン類 2-MIB・ジェオスミン ミクロキスチン	省略不可9項目 トリハロメタン類 2-MIB・ジェオスミン 水質管理目標設定10項目	水質基準項目 (全52項目) 従属栄養細菌	省略不可9項目 トリハロメタン類 2-MIB・ジェオスミン マンガン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 生物試験	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 PFOS、PFOA 硬度・蒸発残留物	省略不可9項目	省略不可9項目	水質基準項目 (全52項目) 従属栄養細菌 放射性物質	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水28項目 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
鞍手町中央浄水場 第2浄水池	荒五郎配水池系 給水栓	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	水質基準項目 (全52項目) 従属栄養細菌 放射性物質	省略不可9項目 トリハロメタン類 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 トリハロメタン類 2-MIB・ジェオスミン 水質管理目標設定10項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジェオスミン アルミニウム・マンガン 硬度・蒸発残留物 PFOS、PFOA	省略不可9項目 トリハロメタン類 2-MIB・ジェオスミン 水質管理目標設定10項目 消毒副生成物3項目 ミクロキスチン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 生物試験	水質基準項目 (全52項目) 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目	消毒副生成物12項目 アルミニウム・マンガン 硬度・蒸発残留物 PFOS、PFOA	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水28項目 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	御山配水池系 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水28項目 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 アルミニウム	省略不可9項目

令和４年度～令和７年度

原水及び浄水 集計表 (全項目検査実績表)

※令和８年度水質検査計画の策定は、令和５年度から令和７年度の過去３年間の水質検査結果を考慮して作成しています。

第1浄水池 猿嶺配水池系 今村地内給水栓

番号	項目	基準値 (mg/L)	R04				R05				R06				R07				過去3年 最大値	1/2	1/5 1年1回	1/10 3年1回	備考	
1	一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	—	—	—	—	省略不可項目		
3	カビ・ウイルスとその化合物	0.003 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	—	0	—	3年1回省略可能		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
8	六価クロム化合物	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	10 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	省略不可項目		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8 以下	0.4	0.15	0.09	0.1	0.12	0.14	0.14	0.11	0.11	0.15	0.08	0.1	0.11	0.15	0.10	0.6	0.8	0	—	3年1回省略可能		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.12	0.15	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.1	0.15	0	×	1年1回省略可能		
13	ボウ毒及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
14	四塩化鉛	0.002 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
16	スス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
17	ジクロロメタン	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
18	トリクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
20	ベンゼン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能		
21	塩素酸	0.6 以下	0.12	0.23	0.06	ND	ND	ND	ND	0.10	0.10	0.21	0.13	ND	0.11	0.29	0.10	ND	0.35	—	—	—	省略不可項目	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	省略不可項目	
23	クロロホルム	0.06 以下	0.007	0.037	0.012	0.008	0.006	0.011	0.011	0.005	0.006	0.009	0.012	0.005	0.004	0.015	0.014	0.005	0.015	—	—	—	省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.004	0.014	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.006	0.005	0.004	0.006	—	—	—	省略不可項目	
26	臭素酸	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	省略不可項目	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.018	0.075	0.024	0.019	0.018	0.024	0.026	0.016	0.019	0.021	0.024	0.015	0.011	0.030	0.029	0.015	0.03	—	—	—	省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	省略不可項目	
29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.006	0.022	0.007	0.006	0.006	0.007	0.008	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.003	0.008	0.009	0.005	0.009	—	—	—	省略不可項目	
30	プロモホルム	0.09 以下	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	—	—	—	省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.01	0.04	0.01	ND	0.03	0.04	0.01	ND	0.01	0.04	ND	ND	0.01	0.03	ND	ND	0.04	0	×	×	1年1回省略可能	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能	
35	銅及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	18	18	20	20	18	16	19	19	18	18	19	19	14	19	19	19	19	0	0	0	3年1回省略可能	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0	×	×	1年1回省略可能	
38	塩化物イオン	200 以下	23.4	21.7	20.7	24.7	21.6	18.9	21.9	23.4	19.5	19.6	17.2	23.1	22.5	15.1	21.0	23.1	23.4	—	—	—	省略不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	101	82	88	108	94	86	95	100	96	92	78	100	93	78	97	100	100	0	×	×	省略不可	
40	蒸発残留物	500 以下	205	152	166	207	191	197	192	195	167	189	128	223	188	196	195	223	223	0	×	×	省略不可	
41	懸イオン界面活性剤	0.2 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能	
42	ジオキシシン	0.00001 以下	ND	0.000005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	冬季以外毎月検査	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	ND	0.000002	0.000004	0.000004	ND	0.000003	0.000003	0.000003	ND	0.000006	0.000009	0.000007	0.000004	0.00001	0.00001	0.000007	0.00001	—	—	—	冬季以外毎月検査	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能	
45	フッノール類	0.005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	0	0	0	3年1回省略可能	
46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.5	0.9	0.5	0.7	0.5	0.4	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.6	0.8	—	—	—	省略不可項目	
47	pH値	5.8-8.6	7.4	7.6	7.6	7.3	7.5	7.6	7.4	7.1	7.4	7.6	7.2	7.2	7.5	7.3	7.0	7.2	7.33	—	—	—	平均値 省略不可項目	
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	省略不可項目
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	省略不可項目
50	色度	5 度以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.8	0.5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9	—	—	—	—	省略不可項目
51	濁度	2 度以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2	—	—	—	—	省略不可項目

ND … 検出限界値未満

…省略不可項目

第1浄水池 山神配水池系 舟川地内給水栓

	項 目	基準値 (mg/L)	R04		R05	R06		R07	過去3年 最大値	1/2	1/5 1年1回	1/10 3年1回	備 考
			9.14	0		9.13	9.11	9.10					
1	一般細菌	100 cfu/mL以下	検出しない	検出しない	0	0	検出しない	0	0	—	—	—	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	0	0	検出しない	0	—	—	—	—	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下											
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	ND		ND		ND	ND		○	○	○	3年1回省略可能
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	ND		ND		ND	ND		○	○	○	3年1回省略可能
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	ND		ND		ND	ND	0	—	—	—	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下											
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下											
13	ホウ素及びその化合物	1 以下											
14	四塩化炭素	0.002 以下											
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロ	0.04 以下											
17	ジクロロメタン	0.02 以下											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下											
20	ベンゼン	0.01 以下											
21	塩素酸	0.6 以下	0.20		0.29		0.45	0.23	0.45	—	—	—	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	ND		ND		ND	ND		—	—	—	省略不可項目
23	クロロホルム	0.06 以下	0.013		0.015		0.010	0.024	0.024	—	—	—	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	ND		ND		ND	ND		—	—	—	省略不可項目
25	ジブromクロロメタン	0.1 以下	0.005		0.003		0.005	0.006	0.006	—	—	—	省略不可項目
26	臭素酸	0.01 以下	ND		ND		ND	ND		—	—	—	省略不可項目
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.028		0.028		0.023	0.041	0.041	—	—	—	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	ND		ND		ND	ND		—	—	—	省略不可項目
29	ブromジクロロメタン	0.03 以下	0.009		0.008		0.006	0.010	0.010	—	—	—	省略不可項目
30	ブromホルム	0.09 以下	0.001		0.002		0.002	0.001	0.002	—	—	—	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	ND		ND		ND	ND		—	—	—	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	1 以下	ND		ND		ND	ND		○	○	○	3年1回省略可能
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02		0.04		0.03	0.04	0.04	○	○	×	1年1回省略可能
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	ND		ND		ND	ND		○	○	○	3年1回省略可能
35	銅及びその化合物	1 以下	ND		ND		ND	ND		○	○	○	3年1回省略可能
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下											
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	ND		ND		ND	ND		○	○	○	3年1回省略可能
38	塩化物イオン	200 以下	20.5		19.7		19	18.9	20.5	—	—	—	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下											
40	蒸発残留物	500 以下											
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下											
42	ジェオスミン	0.00001 以下											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下											
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下											
45	フェノール類	0.005 以下											
46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.4		0.5		0.7	0.9	0.9	—	—	—	省略不可項目
47	pH値	5.8-8.6	7.3		7.1		7.4	7.3	7.27	—	—	—	平均値 省略不可項目
48	味	異常でない	異常なし		異常なし		異常なし	異常なし	—	—	—	—	省略不可項目
49	臭気	異常でない	異常なし		異常なし		異常なし	異常なし	—	—	—	—	省略不可項目
50	色度	5 度以下	ND		ND		0.7	0.8	0.7	—	—	—	省略不可項目
51	濁度	2 度以下	ND		ND		ND	0.2	0.2	—	—	—	省略不可項目

ND … 検出限界値未満

…省略不可項目

…配水池出口にて検査実施

第2浄水池 荒五郎配水池系 上木月地内給水栓

番号	項目	基準値 (mg/L)	R04				R05				R06				R07				過去3年 最大値	1/2	1/5 1年1回	1/10 3年1回	備考
			5月19日	8月24日	11月9日	2月8日	5月1日	8月16日	11月8日	2月14日	5月8日	8月21日	11月13日	3月31日	6月11日	9月10日	12月10日	2月12日					
1	一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	省路不可	
2	大腸菌	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	省路不可	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	省路不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.1	0.1	0.5	0.1	0.4	0.5	0.5	0.2	0.2	0.9	0.9	0.3	0.3	0.5	0.5	0.9	0.9	0	0	3年1回省路可能	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.13	0.14	0.11	0.11	0.12	0.13	0.14	0.10	0.13	0.13	0.09	0.10	0.10	0.14	0.11	0.10	0.14	0	×	1年1回省路可能	
13	ホウ素及びその化合物	1 以下	0.003	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	ND	ND	0.02	0.02	0.03	0	0	3年1回省路可能	
14	四塩化炭素	0.002 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
20	ベンゼン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	3年1回省路可能	
21	塩素酸	0.6 以下	ND	0.23	0.09	0.06	0.2	0.35	0.07	ND	0.21	0.5	0.09	ND	0.09	0.25	ND	ND	0.5	-	-	省路不可項目	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	-	-	省路不可項目	
23	クロロホルム	0.06 以下	0.018	0.014	0.01	0.007	0.016	0.015	0.008	0.005	0.013	0.018	0.009	0.003	0.004	0.023	0.008	0.003	0.023	-	-	省路不可項目	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	-	-	省路不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.008	0.006	0.004	0.004	0.008	0.004	0.007	0.005	0.006	0.006	0.004	0.002	0.005	0.007	0.004	0.002	0.008	-	-	省路不可項目	
26	臭素酸	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	-	-	省路不可項目	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.040	0.032	0.021	0.018	0.039	0.031	0.024	0.021	0.030	0.029	0.021	0.008	0.015	0.041	0.019	0.008	0.041	-	-	省路不可項目	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	-	-	省路不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.012	0.010	0.006	0.005	0.013	0.010	0.007	0.005	0.009	0.008	0.007	0.003	0.004	0.010	0.006	0.003	0.013	-	-	省路不可項目	
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.006	0.002	0.002	0.001	ND	0.002	0.001	0.001	ND	0.006	-	-	省路不可項目	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	-	-	省路不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	0	3年1回省路可能	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02	0.04	0.01	0.02	0.03	0.06	0.02	0.01	0.04	0.15	0.01	0.01	0.05	0.05	ND	0.01	0.15	×	×	1年4回検査	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	0	0	3年1回省路可能	
35	銅及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	0	3年1回省路可能	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	21		20		15		23		18		17		16		20		23	0	×	1年1回省路可能	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	0.009	ND	0.019	0.048	0.006	ND	0.005	0.009	ND	ND	0.048	×	×	1年4回検査	
38	塩化物イオン	200 以下	25.1	20.8	23.2	24.4	20.4	20.0	23.7	36.3	21.0	19.2	20.1	23.9	20.2	18.9	22	23.9	36.3	-	-	省路不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	98	88	100	110	90	88	103	113	98	82	94	98	92	87	102	98	113	0	×	×	1年4回検査
40	蒸発残留物	500 以下	207	218	258	212	176	173	196	202	188	185	209	213	216	205	208	213	216	0	×	×	1年4回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	0	3年1回省路可能
42	ジェオスミン	0.00001 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	冬季以外毎月検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	ND	0.000003	0.000004		0.000001	0.000005	0.000004		0.000001	0.000006	0.000006	0.000002	0.000002	0.000007	0.00001	0.000015	0.000015	-	-	-	冬季以外毎月検査
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	0	3年1回省路可能
45	フェノール類	0.005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0	0	0	3年1回省路可能
46	有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.9	0.5	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	0.7	0.9	0.5	0.6	0.6	0.4	1.0	0.6	0.6	1.0	-	-	-	省路不可項目
47	pH値	5.8-8.6	7.5	7.7	7.4	7.3	7.5	7.6	7	7.4	7.6	7.7	7.3	7	7.6	7.3	7.2	7	7.35	-	-	-	平均値 省路不可項目
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	-	省路不可項目
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	-	省路不可項目
50	色度	5 度以下	0.5	0.9	ND	ND	ND	ND	0.9	0.5	ND	ND	0.6	ND	0.6	1.0	ND	ND	1.0	-	-	-	省路不可項目
51	濁度	2 度以下	0.2	0.2	ND	0.1	0.1	ND	0.2	ND	0.1	ND	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	-	-	-	省路不可項目

ND ... 検出限界値未満

...省路不可項目

第2浄水池 御山配水池系 室木地内給水栓

項 目	基準値 (mg/L)	RO4	RO5	RO6	RO7	過去3年 最大値	1/2	1/5 1年1回	1/10 3年1回	備 考
1 一般細菌	100 CFU/mL以下	8.24	8.16	8.21	8.12	0	—	—	—	省略不可項目
2 大腸菌	検出されないこと	0	検出しない	0	検出しない	0	—	—	—	省略不可項目
3 カドミウム及びその化合物	0.003 以下									
4 水銀及びその化合物	0.0005 以下									
5 セレン及びその化合物	0.01 以下									
6 鉛及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D		○	○	○	3年1回省略可能
7 ヒ素及びその化合物	0.01 以下									
8 六価クロム化合物	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D		○	○	○	3年1回省略可能
9 亜硝酸態窒素	0.04 以下									
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下									
12 フッ素及びその化合物	0.8 以下									
13 ホウ素及びその化合物	1 以下									
14 四塩化砒素	0.002 以下									
15 1,4-ジオキサン	0.05 以下									
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下									
17 ジクロロメタン	0.02 以下									
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下									
19 トリクロロエチレン	0.01 以下									
20 ベンゼン	0.01 以下									
21 塩素酸	0.6 以下	0.26	0.43	0.23	0.32	0.43	—	—	—	省略不可項目
22 クロロ酢酸	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目
23 クロロホルム	0.06 以下	0.034	0.014	0.014	0.014	0.014	—	—	—	省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.013	0.007	0.007	0.007	0.007	—	—	—	省略不可項目
26 臭素酸	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目
27 総トリハロメタン	0.1 以下	0.070	0.032	0.031	0.031	0.032	—	—	—	省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.021	0.010	0.008	0.009	0.010	—	—	—	省略不可項目
30 ブロモホルム	0.09 以下	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	—	—	—	省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	N.D		○	○	○	3年1回省略可能
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05	0.05	0.06	0.04	0.06	○	×	×	3年1回省略可能
34 鉄及びその化合物	0.3 以下	N.D	N.D	N.D	N.D		○	○	○	3年1回省略可能
35 銅及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	N.D		○	○	○	3年1回省略可能
36 ナトリウム及びその化合物	200 以下									
37 マンガン及びその化合物	0.05 以下	N.D	0.007	N.D	N.D	0.007	○	○	×	1年1回省略可能
38 塩化物イオン	200 以下	22.2	19.7	19.8	18.7	19.8	—	—	—	省略不可項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下									
40 蒸発残留物	500 以下									
41 陰イオン界面活性剤	0.2 以下									
42 ジェオスミン	0.00001 以下									
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下									
44 非イオン界面活性剤	0.02 以下									
45 フェノール類	0.005 以下									
46 有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	1.0	0.6	0.5	0.8	0.8	—	—	—	省略不可項目
47 pH値	5.8-8.6	7.5	7.6	7.6	7.5	7.57	—	—	—	平均値 省略不可項目
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	省略不可項目
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	0	—	—	—	省略不可項目
50 色度	5 度以下	N.D	1.0	0.5	N.D	1.0	—	—	—	省略不可項目
51 濁度	2 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	0	—	—	—	省略不可項目

・・・配水池出口にて検査実施

・・・省略不可項目

N.D ... 検出限界値未満

原水 浮洲池

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	R04		R05		R06		R07		最過去3年 最大値
		6.8	12.14	6.14	12.13	6.12	12.11	6.12	12.11	
一般細菌	100個/mL以下	970	190	580	580	230	700	230	700	970
大腸菌	検出されないこと	2.0	17	2.0	13	4.5	4.9	4.5	4.9	17
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.002	0.002	N.D	0.001	N.D	0.001	N.D	0.001	N.D	0.002
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	0.011	0.009	0.011	0.016	0.011	0.016	0.016
シアニ化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	N.D	0.3	0.1	0.4	N.D	0.8	N.D	0.8	0.8
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.16	0.15	0.15	0.19	0.15	0.13	0.15	0.13	0.19
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03
四塩化炭素	0.002以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
ジクロロメタン	0.02以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
ベンゼン	0.01以下	N.D		N.D		N.D		N.D		
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	0.05	N.D	0.02	N.D	0.03	N.D	0.03	0.05
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.05	0.15	0.08	0.10	0.03	0.23	0.03	0.23	0.23
鉄及びその化合物	0.3以下	0.14	0.29	0.16	0.21	0.08	0.33	0.08	0.33	0.33
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	18	18	14	22	15	16	15	16	22
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.079	0.07	0.073	0.058	0.036	0.085	0.036	0.085	0.085
塩化物イオン	200以下	16.2	15.9	12.6	16.4	13.3	13.0	13.3	13.0	16.4
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	94	99	89	101	91	95	91	95	101
蒸発残留物	500以下	189	238	175	191	171	194	171	194	238
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジオオスミン	0.00001以下	0.000011		0.000015		0.000002		0.000002		0.000015
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N.D		0.000039		0.000008		0.000008		0.000039
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	2.9	1.9	2.9	1.7	2.8	1.9	2.8	1.9	2.9
pH値	5.8-8.6	8.7	7.4	8.5	8.2	8.9	8.2	8.9	8.2	8.32
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻・カビ臭	藻臭	藻・カビ臭	藻臭	藻・カビ臭	藻臭	
色度	5度以下	16	7	8	6	9	11	9	11	16
濁度	2度以下	6.0	5.5	9.1	5.1	5.5	10	5.5	10	10

N.D … 検出限界値未満

*pHに関しては平均値